事例No.	66
公表年度	H28
団体の属性	都道府県
団体名	静岡県

事例区分	第三セクター

タグ	・下水道事業 ・社団法人・財団法人 ・（行政改革）業務の効率化

事例種類	整理・再生等の抜本的改革を行った事例（解散）

事例内容・タイトル

流域下水道の維持管理方法の見直しによる解散（県直営方式で包括的民間委託により行うことが決定したことによる解散）

出典

第三セクター改革等先進事例集

事例名	流域下水道の維持管理方法の見直しによる解散
団体名	静岡県
法人名	（公財）静岡県下水道公社

＜地方公共団体のデータ＞※

人口（人）	3,770,619
標準財政規模（百万円）	754,663
財政力指数	0.70999

※ 人口は、住民基本台帳に基づく人口（平成 28 年 1 月 1 日時点）
標準財政規模及び財政力指数は、平成 27 年度決算の数値

＜法人データ＞※

[出資等の状況]

静岡県	8（50.0%）
7 市 3 町	8（50.0%）
役職員数（人）	31

[経営状況]

経常収益	3,649
経常損益	0
当期純損益	0

（単位：百万円）

資産	460
負債	438
純資産	22

※ 出資等の状況は、法人格がなくなった時点（清算結了時）又は出資引揚時点での出資の状況
経営状況は、法人格がなくなった時点（清算結了時）又は出資引揚時点までに終了した直近の会計年度の決算

[法人概要]（設立目的、業務概要等）

当該法人は、静岡県が設置する流域下水道施設の適切かつ効率的な維持管理業務を行うとともに、下水道に関する知識の普及、啓発等の事業に取り組むことにより、静岡県及び市町の下水道事業の振興を図り、もって県民の健康で快適な生活環境の向上と公共用水域の水質の保全に寄与することを目的に昭和 60 年 6 月 1 日設立された。





1．本事例の概要（取組の内容、ポイント）

当該事例は、関連市町の合併による流域下水道事業の市移管を踏まえ、（公財）静岡県下水道公社のあり方を検証した結果、今後の維持管理業務が県直営化されることに伴い、公社が解散した事例である。

当該公社は、昭和 60 年の設立以降、昭和 60 年 10 月の狩野川東部流域下水道の供用開始に始まり、昭和 61 年 10 月には西遠流域下水道、平成 2 年 6 月には天竜川左岸流域下水道、平成 6 年 6 月には狩野川西部流域下水道、平成 9 年 6 月には静清流域下水道の供用開始により 4 流域 5 処理区の維持管理を行ってきた。県から維持管理を受託してから 30 年間、日々流入する汚水を適切かつ効率的に処理し、県民の健康で快適な生活環境の向上と公共用水域の水質の保全に寄与してきた。

しかしながら、市町村合併により、平成 24 年度末には静清流域下水道が静岡市に、平成 26 年度末には天竜川左岸流域下水道が磐田市に、平成 27 年度末には西遠流域下水道が浜松市に移管された。残った 1 流域 2 処理区の流域下水道の維持管理について、平成 28 年度から、県直営方式で包括的民間委託により行うことが決定したため、公社は平成 28 年 3 月 31 日をもって解散した。

2. 取組みの背景、理由、着手のきっかけ

供用開始当時、流域下水道の維持管理方法については、県直営方式、公社委託方式、一部事務組合方式の 3 方式の中から検討し、流域関連市町の参画、維持管理に対する弾力性や効率性などから公社委託方式を採用したが、その後、公の施設の管理方法として、包括的民間委託や指定管理者制度の創設など維持管理手法の多様化が進んだ。

そのような状況の中、静岡県の管理する流域下水道が 1 流域 2 処理区となることから、静岡県行財政改革推進委員会において、(公財)静岡県下水道公社のあり方が検討された。あり方の検討は、公社の存廃のみならず、流域下水道の維持管理のあり方についても検討することとなった。

下水道の整備の推進に伴い、維持管理すべき下水道施設は確実に増加し、老朽化する施設の更新改築等を行わなければならない一方で、厳しい財政状況の中、コストを縮減し効率的な施設の維持を行うことは、重要な課題であり、改めて流域下水道の維持管理方法について、従来からの県直営方式、公社委託方式に、指定管理者制度、包括的民間委託などの新たな制度を加え検討をすることとした。

その結果、公社委託方式から県直営で包括的民間委託を行うことで、若干のコスト削減の効果が認められた。

＜参考＞　流域下水道移管の状況



３．取組の具体的内容

（1）取組方針とその決定過程

関連市町の合併により、県内の流域下水道4流域5処理区のうち 3 流域 3 処理区が県から市に移管され事業規模が縮小されることから、公社の存廃も含め、移管後の流域下水道の維持管理について検討するとともに、本県の外部委員会である「静岡県行財政改革推進委員会」において公社の今後のあり方について検証した。

維持管理方法の検討では、（公財）静岡県下水道公社の事業規模が 1 流域 2 処理区となった際にどの程度業務の効率化が可能か考察する必要があった。

（組織）

・1 流域 2 処理区が県東部にあるため、事務局機能を東部地域に移転の可否

・事務局機能の移転により事務職員の削減の可否

（財政）

・先行県の実績等を参考に運営形態別（公社、県直営（包括的民間委託））のコストを比較

・維持管理費は、県からの受託料で賄われており、維持管理費が余れば県に返納する精算方式を採用。

上記状況を基に、県直営にて包括的民間委託に移行した場合にメリットがあるのか検討した結果、維持管理に携わる職員数を更に削減でき、若干ながらコストを下げることが可能であるとの判断に至った。

＜参考＞運営形態別コスト比較　（単位：千円）

区分			下水道公社（A）	県直営（B）（包括的民間委託）	B－A
人件費			90,705	83,079	▲ 7,626
	事務局事務所	人員数	4 人	3 人	▲1人
		コスト	21,931	21,567	▲ 364
	2 処理場	人員数	12 人	10 人	▲2人
		コスト	68,774	61,512	▲7,262
維持管理費			1,362,499	1,362,499	0
修繕費			204,592	204,592	0
合計			1,657,796	1,650,170	▲ 7,626

（経費設定条件）

区分	考え方
人件費	・設定条件による人員体制で積上げ積算 ・公社プロパー職員の人件費は公社単価 ・県職員は職員一人当り平均給与 7,189 千円（23 年度決算ベース）で計上 ・事務補助職員については　県・公社とも 2,000 千円で計上

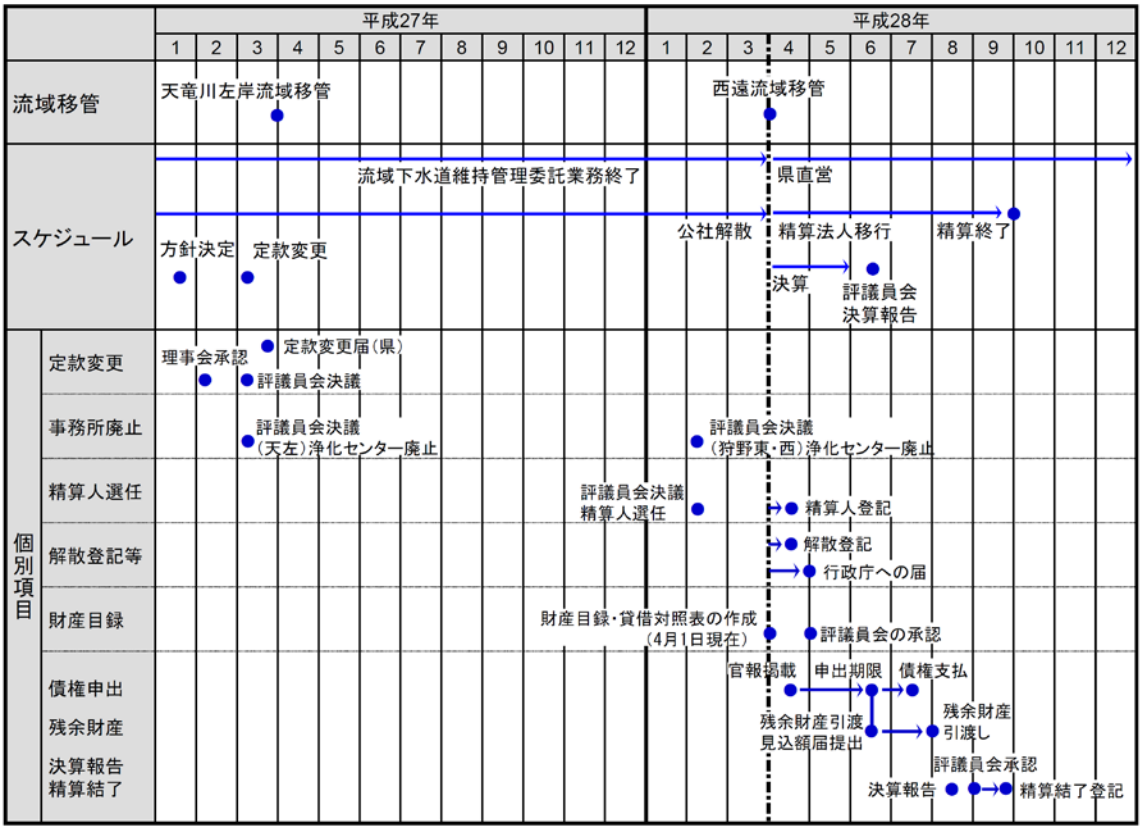
区分	考え方
維持管理費 （除く修繕費）	・下水道公社（狩野川東部・西部）の平成 24 年度決算額 ・包括民間委託移行後も変動なしと想定(先行県の実績では包括導入後、経費が増大している県もあり明確な縮減効果は確認できなかった）
修繕費	・下水道公社（狩野川東部・西部）の平成 24 年度決算額 ・包括的民間委託移行後も変動なしと想定（修繕費については年度により変動があることから固定）

(2)取組の具体的な進め方

公社に委託していた業務のうち、包括的民間委託にて行う業務と県直営にて行う業務を整理する必要があった。この業務区分けが職員体制や包括的民間委託の設計や仕様書等の作成の基礎となる事項であるため、最も時間を要した。特に、職員体制については、公社委託方式よりも職員数を削減しつつ、県の管理者責任を遂行しなければならないため、配置人員には検討を要した。

また、24時間止まることなく稼動している下水処理という特殊性から、公社から県への引継ぎをスムーズに行うため、担当者レベルでの打ち合わせを行い、備品や電子機器の回線の引継ぎや薬品関係の在庫量の調整等の整理を行った。

＜参考＞スケジュール



4．取組の効果

包括的民間委託により維持管理に携わる職員数の削減が図られたが、その他の効果については、平成 28 年度実績が確定していないため現在のところ正確には判断できない。年度終了時若しくは複数年契約終了時において、維持管理に係る全体額等が把握された時点で、先に記載した維持管理コストの削減効果も含め、改めて効果等を検証することとしている。

5．今後の課題（今後の方針、残された課題等）

包括的民間委託については以下の問題点が指摘されているため、今後どのように解決していくかが大きな問題である。

①職員の技術力確保

包括的民間委託においても県の下水道管理者たる責任は残ることから、危機管理体制、受託者の業務監視・評価などは必要であるが、流域下水道の減少により下水道事業に携わる職員数が減少することによる技術力の低下の懸念がある。

②競争性の確保

包括的民間委託の導入当初は、複数業者が入札に参加し競争性が働くが、2 期目以降は現受託業者には1期目業務で確立した業務ノウハウ等があることから、入札参加者が現受託業者のみとなる可能性があるため、競争性をどのように確保するかの問題が生じる。

③県のコスト削減と受託者のコスト削減努力

県がコスト縮減のみを追求するあまり受託者のコスト縮減努力の成果を適切に評価・還元しなくなる可能性がある。結果、次第に参入するメリットが薄れ、最終的に参入しなくなる可能性がある。双方でメリットをどのように享受できるか検討する必要がある。

6．他団体の参考となり得る点（苦労した点、工夫した点、上手く進んだ理由、反省すべき点等）

県直営で包括的民間委託にて発注をすることになるため、県と民間業者との役割分担を明確にする必要があった。そのため、業務の整理に相当の時間を要した。

また、包括的民間委託は性能発注・複数年契約にて行うことが基本であるが、下水道施設維持管理積算要領等による設計であるため、設計上においては効果が薄くなる。効果の判断は維持管理に係る全体額で評価しなければならないため、単年度終了時若しくは複数年契約終了時でないと判断がしにくい。

＜参考＞地方公共団体の問合わせ先

担当課	静岡県行政改革課	連絡先	054-221-2912